

令和8年7月1日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料  
(附属資料)

(令和8年6月26日付託分)

# 目 次

ページ

- 1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する  
条例の一部を改正する条例の新旧対照表【教育委員会関係】…………… 1
- 2 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例 新旧対照表…………… 3
- 3 入札執行状況調書…………… 4

1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表  
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>(通勤手当)                      第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第6項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。同号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)</u>の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当た</u></p>	<p>(通勤手当)                      第9条の5 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。同号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)                      (新設)</p>

改正	現行
<p><u>りの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</u></p> <p><u>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>7 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)の人事委員会規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</u></p> <p><u>10 (略)</u></p>	<p><u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>6 通勤手当は、支給単位期間(人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</u></p> <p><u>9 (略)</u></p>

2 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）新旧対照表

改正		現行	
別表第1 高等学校		別表第1 高等学校	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
(削除)		神奈川県立永谷高等学校	横浜市港南区下永谷一丁目28番1号
(略)		(略)	
神奈川県立二俣川高等学校	横浜市旭区中尾一丁目5番1号	神奈川県立二俣川高等学校	横浜市旭区中尾一丁目5番1号
神奈川県立横浜旭高等学校	横浜市旭区下川井町2,247番地の1	(新設)	
(削除)		神奈川県立旭高等学校	横浜市旭区下川井町2,247番地の1
(削除)		神奈川県立横浜旭陵高等学校	横浜市旭区上白根町1,161番地の7
(略)		(略)	
神奈川県立舞岡高等学校	横浜市戸塚区南舞岡三丁目36番1号	神奈川県立舞岡高等学校	横浜市戸塚区南舞岡三丁目36番1号
神奈川県立戸塚南高等学校	横浜市戸塚区汲沢町973番地	(新設)	
(削除)		神奈川県立横浜桜陽高等学校	横浜市戸塚区汲沢町973番地
(略)		(略)	
(削除)		神奈川県立深沢高等学校	鎌倉市手広六丁目4番1号
(略)		(略)	
神奈川県立藤沢工科高等学校	藤沢市今田744番地	神奈川県立藤沢工科高等学校	藤沢市今田744番地
神奈川県立藤沢東高等学校	藤沢市大鋸1,450番地	(新設)	
(削除)		神奈川県立藤沢清流高等学校	藤沢市大鋸1,450番地
(略)		(略)	

### 3 入札執行状況調書

件 名 通信機器

- (1) 開札年月日 令和8年4月22日
- (2) 落札額 657,800,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 59,800,000円
- (3) 入札回数 2回
- (4) 入札参加者及び入札高

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
606,832,728	598,000,000	-

(単位 円)

業者名	所在地	代表者	第1回		第2回		摘要
			入札高	結果	入札高	結果	
N T T 東日本株式会社	東京都新宿区西新宿	澁谷 直樹	619,000,000	否	598,000,000	落札	落札

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。